

◇職員の旅費に関する条例

- 1 公務のため旅行する職員に対して支給する旅費の額及びその支給方法を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)